

市民委員会資料②

2 陳情の審査

(1) 陳情第22号 小学生、中学生による携帯電話使用に関する陳情

資料1 陳情第22号 小学生、中学生による携帯電話使用に関する陳情について

市民・こども局こども本部

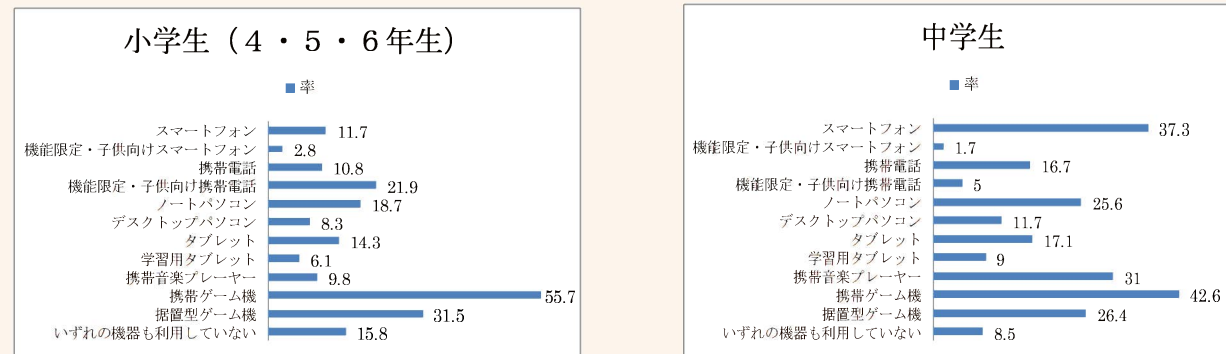
(平成28年2月10日)

1 青少年のインターネット利用の現状

小学校高学年と中学生のインターネット接続機器の利用状況

(複数回答)

(平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書／内閣府)



- 小学4年生～6年生：スマートフォン11.7%、携帯電話10.8%が利用
- 中学生：スマートフォン37.3%、携帯電話16.7%が利用

2 法に基づく青少年のインターネット利用に関する基本的な考え方

青少年インターネット環境整備法（平成21年4月施行）

インターネットは世界中の情報を調べることができ、これを使いこなす力はこれからの社会で必要不可欠であるが、インターネットの利用によってトラブルや事件・事故に巻き込まれることもあるため、安全安心なインターネット利用環境を実現するために、青少年インターネット環境整備法では以下の点を基本としている。

- (1) 青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる。
- (2) フィルタリングの普及促進などにより青少年有害情報の閲覧機会を最小化する。

さらに、近年のスマートフォンの急速な普及等インターネット利用機会の拡大、利用時間の長時間化、利用機器や接続環境の多様化、コミュニティサイト関連の性犯罪など新たな課題への対応が必要である。

- (1) 機器、接続環境を問わないフィルタリング等の利用普及・啓発
- (2) 保護者へのフィルタリングや家庭でのルールづくりの必要性の啓発
- (3) 青少年のリテラシー（コンピューターの活用能力）向上、節度ある生活習慣の定着化

※ フィルタリングとは、ネット上にある性的あるいは反社会的な情報を含んだサービスやサイトを一定の基準に基づいて選別し、青少年の利用する携帯電話やWebブラウザから閲覧できないようにするシステムやサービスなどのこと。

3 保護者へのフィルタリング利用の普及啓発

フィルタリング

利用率 スマートフォン：小学校高学年 26.1% 中学生 47.8%
携帯電話：小学校高学年 31.8% 中学生 42.4%

- フィルタリング等の利用は保護者の責務（青少年インターネット環境整備法第6条）
 - 18歳未満の青少年が利用するスマートフォン、携帯電話については、保護者が利用しない旨の申出をしない限り、フィルタリングの利用が条件（法第17条）となっているが利用率が伸びていない。
- ⇒保護者に契約者としての管理責任、監督責任があることをしっかり伝えていくことが必要

【九都県市共同の取り組み】

- 子どものメディア利用に関する保護者向けの共同啓発ポスターを7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ九都県市で作成し、保護者への啓発を実施

【本市と神奈川県との合同の取り組み】

- 7月・11月 社会環境健全化推進街頭キャンペーンにてインターネットの適正利用等の啓発活動を実施

【現在の取り組み】

- 平成28年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（内閣府等）を平成28年2月から5月に実施。

4 市立学校情報モラル教育の実施

川崎市が考える 情報モラル教育

- ① よりよい使い方を考えさせる
- ② 日常的なモラルと（インターネットの）仕組みを理解させる

(1) 児童生徒への情報モラル教育

- ・担任による授業
- ・企業やNPOから講師を招き、担任と協力して授業
- ・企業やNPO等に講師を依頼

(2) 教職員への情報モラル教育支援

- ・夜間、リクエスト研修の実施、情報モラル教育アドバイザーの派遣
- ・企業・NPO・警察等による研修講座の紹介
- ・「5分でわかる情報モラル教育Q&A」（第8版）の配布
- ・「情報化社会の新たな問題を考えるための教材 指導の手引」（平成26年3月）を全教職員へ配布
- ・市PTA連絡協議会への資料提供、ICT学習会への参加

(3) 保護者への啓発

- ・学年便り、学級便り等で
- ・企業やNPOなどから講師を招いての講演会で
- ・保護者会や宿泊行事説明会の折に

情報社会を生き抜く
判断力の育成

5 インターネット利用に関する相談窓口（総合教育センター）

- (1) 毎日9:00～20:15まで、200か所以上のサイトを監視。必要に応じて学校へ連絡。
- (2) 相談されたネットトラブルに対しては、学校への連絡、プロバイダへの削除依頼をするなどして対応。
- (3) 子どもたちのネットトラブルについての未然防止、啓発等のため、リーフレット及び相談カードを配付、年2回川崎市立学校インターネット問題連絡協議会を開催し、学校、PTA、県警等々と連携。

【本市の考え方】

- 青少年に有害な情報の閲覧機会を最小化し、青少年の発達段階に応じた正しい使い方を学ばせていくことが情報社会を生きていくうえで重要
- 利用を禁止するということではなく、子どもの成長に合わせて利用させることが大切であり、各家庭において、機器を持たせる前に、何のために必要で、どのように使うのか、目的やルールを話し合うことが必要